

○浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金交付規則

令和3年8月16日

規則第57号

(目的)

**第1条** この規則は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅の介護サービスを提供する場において影響を受けている、介護保険在宅サービス提供事業所を運営する事業者に対し、予算の範囲内において、介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る緊急支援を行うことを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 介護保険在宅サービス提供事業所 令和3年4月1日時点において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく次に掲げるサービスを提供する事業所であって、市内に存するものをいう。

ア 訪問介護

イ 訪問入浴介護

ウ 訪問看護

エ 通所介護

オ 通所リハビリテーション

カ 地域密着型通所介護

キ 認知症対応型通所介護

ク 小規模多機能型居宅介護

ケ 居宅介護支援

(給付対象者)

**第3条** 給付金の交付を受けることができる者は、介護保険在宅サービス提供事業所を運営する事業者とする。

(給付金の額等)

**第4条** 給付金の額は、1介護保険在宅サービス提供事業所につき5万円とする。

2 給付金の交付は、1介護保険在宅サービス提供事業所につき1回に限るものとする。

(給付金の申請及び請求)

**第5条** 給付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求をしなければならない。

(1) 法第41条第1項、第42条の2第1項又は第46条第1項の規定による都道府県知事又は市長若しくは他の市町村の長の指定を受けたことを証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

**第7条** 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた事業者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

**第8条** 市長は、第6条の規定により給付金の交付決定を受けた事業者が、前条の規定により交付決定を取り消され、かつ、既に給付金の交付を受けているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずることができる。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金交付申請  
書兼請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地  
名 称  
代表者氏名 ㊟  
電 話 番 号  
（担当者氏名 ）

介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金の交付を受けたいので、  
浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金交付規則第 5 条の規  
定により、次のとおり申請及び請求をします。

1 申請額及び請求額

円

2 事業所名及び所在地

事業所名	所在地

3 振込先口座

金融機関名	支店名	種類	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義			

第2号様式（第6条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金交付決定  
通知書

年 月 日付けで申請のあった介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金の交付について、浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金交付規則第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第6条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金の交付について、浦安市介護保険在宅サービス提供事業所臨時支援給付金交付規則第6条の規定により、次の理由により却下したので、通知します。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。